

## 令和3年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年4月9日（金） 午後1時30分

2 閉会 令和3年4月9日（金） 午後3時1分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄（会長）
3番 林 眞理（農政担当）	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正（会長代理）	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎（農地担当）	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	前田 操	守安 淳市
山田 隆正	池上 次男	小西 安彦	竹内 功次	長代 悦和
東 茂	大月 泉	黒瀬 昭夫	高上 忠義	友野 伸樹
藤井 久美				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

7番委員 8番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第20号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第21号 農用地利用集積計画について

議案第22号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん大変ご苦労様です。久しぶりの全体会議でございます。新年度になりまして心を新たに  
して頑張っていたいただきたいと思います。また、先程挨拶がありましたけれど、國橋さんに代わ  
って萬成さんに農業委員会事務局に交代という事で、さらにさらに頑張っていたいただきた  
いと思いま

す。また、皆様方にご報告いうんですか、したいと思います。秋山陽太郎さんが、優良農業者表彰を受けております。これは守谷基金の事で、又そして、もう一人河田直樹さんがキングヨソウ、姫娘から最優秀いう事で農林水産大臣賞に輝いております。お二方が農業委員会の委員から二人表彰者が出たという事で、大変喜ばしい事だと思っております。皆さん方も一生懸命頑張って、まあ表彰がもらえるもらえないではなくて、色んな事に挑戦意欲をしていただいて、頑張るぞというような事でやっていただきたいと思います。私も色んな事で挑戦して頑張ってやりたいと、そういう気持ちでやらないと人生割と人によりますと、あのう沈んだ話をしますけど、歳と共に頑張ろうぜっというような事で、その合言葉で何しろ頑張っていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、只今より令和3年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が16名出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

次に、日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### 【日程第3 付議事件】

(会長)

次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の15番委員、審議をよろしく  
お願いいたします。

### 【議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。それではまず、付議事件の審議に入ります前に議案書の訂正をお願い  
します。事務局お願いします。

(次長)

それでは二つの議案について訂正をお願いしたいと思います。まず一つ目ですけれども、議案第  
19号でございます。8ページ目になりますけれども、8ページ目の132番、真壁の件でござい  
ます。こちらの方が取下げが出ておりますので、今回の審議からは削除というふうをお願いしたい  
と思います。それからもう一つの議案ですけれども、議案第21号。別冊の分厚い農用地利用集積  
計画について、この議案でございますけれども、56ページになります。56ページの636番、  
新本の件でございますけれども、これが3条の申請も出ておまして、ダブっております関係でこ  
ちらの利用権設定の方は取下げというふうになっておりますので、今回この議案第21号の1ペー  
ジ目の数字が変わってまいります。変わる所なんですけれども、1番の利用権設定の(1)、種目  
別設定面積です。この中の前が変わります。で、今642、575.30というふうになっている  
と思うんですけれども、これが641、011.30というふうになります。それに伴いまして、  
その下の計も変わります。675、177.30となっておりますけれども、これが673、61

3.30というふうになります。それからもう1箇所、(2)の作物別設定面積の所ですけども、6年未満の所の下から2行目のその他。こちらの面積が、今107,992.50となっていると思うんですけど、これが正しくは106,428.50になります。それからその右隣の件数が95件から94件というふうになります。以上、申し訳ございませんが議案の方、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、付議事件の審議に入ります。議案第17号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号81番】

(農地担当)

それでは2ページ81番、楨谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

この件は、長男さんへ所有権を移転という事でございまして、これは譲渡し人の母親が●●に住んでおられて、●●●●さんが30年前に亡くなられて、一応相続があろう、嫁いで行っておる●●●●に嫁いで行っておる娘さんに相続になるとる訳であって、それでまああの今までこの耕作はまあ近所の人とか営農が耕作されてきました。それでまああの、これどがあなかな、あの本人に聞きますと離れているんで耕作は無理らしい、出来ませんいうことでまあ。まあ今まで通りで営農組合さんと個人さんですか、それをお願いしますという事でもらっております。それで母親が死なれて30年になるんで、上から田んぼがあります、66,503、これも山際にあってもう再生不能いう事になっております。それから畑が●●●●が330あるんですが、これはどっかのお墓が上にあって、それから田んぼ●●●●●●が103、これが県道沿いにあるんですけどこれも耕作不能でもある。昔庭石を庭園に入る時に石を誰が積んだんか積まれとる言う事です。それから楨谷●●●●いうのがこれまあ中間管理機構いうのが間に、でまあ営農が耕作していますこれ。これ多分あの、申請して何か許可下りたいというに聞いとるんですけど、まあ、詳細な事はまあ中間管理機構さんをお願いします。それから●●●●いうところ、これはあのもう一つの人があのこれを耕作されようという事です。それから●●●●の田、これも1町で6,500ヘーメぐらいあるんですが、この一角が1,439ヘーメいう事でこれも中間管理機構さんを通して営農が耕作されよう

るいう事で、まあ本人さんは今のところ●●●のあっただけでもう5反5畝ぐれえ耕作されておりますんで、まあちょっと無理じゃなあ言うて、まあ会社も務めて兼農業ですから。いう事でまあ今まで通り営農さんとか個人さんをお願いしたいというお話を聞いております。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません。この多くの田んぼなんですけど、売買の時には自分で作らんのなら駄目だいう形で経過があるんですけど、こういう場合は相続というか親子と思うんですけどこの辺は人に作ってもらってもあの形でいけるんでしょうか。

(農地担当)

只今のご質問なんですけれども、以前にもこういった案件ございまして、確かに3条の移転の場合、他者さんへは作られないのであれば不許可とした事例もありますが、贈与による、まあ実際はもう相続、生前贈与に近いような形のものであればそのままという事を慣例とはしております。その上で、先程地元委員さんから報告がございました通り、農地自体は今まで通り営農等々が管理されるという事なので、まあこのケースで言いますと問題は無いものかなと思います。

(農地担当)

他に何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可されました。

**【受付番号82番】**

(農地担当)

続きまして82番、新本の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この案件につきましては、●●さんの譲渡し人が新本出身で、今●●●に家を建てられて住んでおるとい事です。この方は、娘さんがおられるんですけど、娘さんが嫁に行かれましてもう農業をしないというような事でございます、それによりまして今現在、譲受け人の●●さんが利用権設定において耕作を長年続けられております。その関係におきまして、要するにこの方にも譲渡したいという事で、双方合意によりましての案件でございます。この●●さんにつきましては、まあ耕作者1人となっておりますが、まあ息子さん、それからお孫さんが協力しながら農業をやられておるとい事でございます。その点におきまして問題が無いというように思いますので、この案件につきましてはご了承願いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(農地担当)

それでは当地区の推進委員でございます長代委員、何かございましたらお願いいたします。

(長代委員)

異議ありません。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

1点すいません、また。あのう、これ全部無償なんです。税金関係ちゅうのはその土地土地で、地価によって変わってくるんじゃ。

(農地担当)

事務局お願いします。

(次長)

税金の事ですか。

(6番委員)

はい。無償で贈与つちゅう形なんで、そういう面は税金等はないんですか。

(次長)

税金でいきますと、まあ贈与税というのはかかります。国税の場合にはそういったもの。県税の場合には不動産取得税というものもかかりますので、税金については通常通りと言いますか。かかるようになります。

(6番委員)

はい。

(3番委員)

ちょっといいです。税金、贈与税は基礎控除が110万ありますから、土地の評価自体がまあどのくらいの評価になるか分からないんですけど、今土地はかなり安くなっていますから、贈与税はまあそもそもかからないような状況じゃあないかなと思います。

(6番委員)

はい。分かりました。110万円の範囲であれば別に。

(農地担当)

他に何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、82番は許可されました。

以上で議案第17号の審議は全て終了いたしました。

#### **【議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第18号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

**【議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号27番】**

(農地担当)

それでは4ページ27番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。



(5 番委員)

調査日ですね、令和3年4月5日に2番委員をはじめ、6番委員、友野委員、藤井委員、私と事務局より山室次長、以上6名で現地調査を行いました。転用申請地の周辺の状況、東に水路、西に田んぼ、南に田んぼ、北に水路。申請地は造成されており、カーポートが建てられておりました。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

今ご説明がありました通り、この申請地はですね、集落のちょっと西の端と言いますか、それにつながるような位置でありまして、敷地この土地の北それから東にかけてちょうど水路が北側から南に向かって流れるちょうど角っこにあたる所です。まあそれ以外の農地につきましても、西と南に農地が接しておるといような位置関係にあります。で、農地への影響等につきましてもですね、今も言いましたように角っこにあたりまして、西と南は田でございます。それからこの土地の図面は建物が建築予定いう事でございますけれども、この土地からの排水、雨水につきましてはですね、集水桝を通して図面上では北側の水路に排水をするような形になっております。それから、生活雑排水としては、これは合併浄化槽を通して東側の水路にという事でございます。それから日照・通風ですけれども、敷地はかなり広い所でありまして、その北東寄りに建物を建築予定という事になっておりますので、先程申しました通り集落の西の端の辺りになりますので、日照・通風に影響は無いと思われまます。それから土砂の流出につきましても、先程のお話にもありましたように、周囲四方を全部コンクリートの擁壁で囲ってございましたので、かなり分厚いもので出来ておりました。そういうところで土砂の流出等は無いものと思われまます。総合的に判断いたしますと、ここに転用して建築されても他の農地への影響は無いというふうに思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは当該地区の推進委員でございます小西委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(小西委員)

11番委員のご説明の通り、何ら問題ございません。で、一応調査しましたところですね、擁壁等もブロックでなしにコンクリでされて、排水の方もしっかり水路へ流れるようになっておりますので、問題無いと思われまます。よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは事務局より補足の方お願いいたします。

(次長)

先程委員さんの報告にもありました通り、現在カーポートがありましたので、申請者の方からそ

れに関しまして始末書の方が提出されております。農地区分ですが、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区画内にある農地という事で、第1種農地と判断しています。また、例外許可規定といたしまして、集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

この件につきまして、他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

#### 【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして28番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に田んぼ、西に田んぼ、南が宅地で、北が水路。こちらは管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いと思われま

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の残りの田んぼの部分での用水ですが、この申請の水路が出来れば用水は可能となります。排水については、申請地の用途は水路用地であり、雨水は全て処理しますので隣接地への流入はありません。また、申請地は生活雑排水は発生しません。日照・通風につきまして、この度の申請において、新たな建築行為はありませんので、周辺に日照・通風の影響はありません。土砂流出等、申請地は盛土行為を行わないため、隣接地へ土砂が流出する恐れはありませんが、被害が発生しないよう常に留意します。総合判断といたしまして、隣接地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当)

それでは事務局より補足の方お願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

以上をもちまして、議案第18号の審議は終了いたしました。

**【議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして議案第19号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号122番】

(農地担当)

それでは6ページ122番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に田んぼ、西に宅地、南が道路、北に水路。こちらは管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われま

す。

(15番委員)

それでは、地元委員からの説明をいたします。当該農地でございますが、井手の●●●●●●から南東に100メートル程行った所でございます農地であります。周辺状況といたしましては、只今現地調査の報告にございました通りであります。転用につきましての問題なんですけれども、唯一東に田が残りますが、渡し人の自作田という事であり、問題無いものと考えております。で、雨排水、また、生活雑排水等も対策されておりますので地元として問題無いものと捉えています。以上ですのでよろしくご検討の方をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

122番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、122番は許可されました。

【受付番号123番, 124番】

(農地担当)

続きまして123番、井手の件でございますが、9ページの124番、使用貸借でございます。この井手の件と関連ございますので、一括審議とさせていただきます。それでは123番及び124番、これらにつきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に田んぼ、西に道路、南に水路、北は田んぼです。こちらも管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われま

以上です。

(15番委員)

それでは地元委員の説明をいたします。当該農地でございますが、関連する2件とも隣接地でございます。場所といたしましては、●●●●の南東200メートル弱行った農地で、まあ農地と言いますかもう周辺は完全に市街地化しております。むしろもう残って来た数少ない田んぼというあたりでございます。そこへの転用申請でございますが、まず、所有権移転の方に関しまして、周辺農地状況は只今報告にございました通りであります。道に面しておる部分以外の面している農地は渡し人の自作地になります。また、面している田の一部がもう1件の申請が絡んでくる所でございます。先程話しましたように、周辺もう市街地化しておりまして、今回のこの転用に際しまして

も何も問題はないものと捉えております。続きまして5条の使用貸借の件でございますが、これは進入路の一部、まあ三角地のような所なんです、後々ここも奥の方に転用が続いていくものと思われんですが、家に進入するための角地の部分の使用貸借となっております。実際は一体利用されますので、先程の所有権移転のものも含めまして問題は無いものと考えておりますので、よろしくご検討の方お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

123番及び124番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号125番】

(農地担当)

続きまして125番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に道路、西に宅地、南宅地、北宅地。こちらは管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの報告をお願いいたします。

(8番委員)

場所は総社市●●●の東側になります。現況は耕作されていない畑地です。周辺の状況については今報告があった通りで、周辺に隣接する農地は無い状態です。用水については問題無いです。排水については、雨水は集水桝に集水し、排水路へ接続します。生活雑排水は公共下水道に接続します。日照・通風については、隣接農地が無いので特に問題はないと思います。土砂流出等については、境界部分にブロック擁壁を施工するので問題無いと思います。総合判断として、問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、概ね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

125番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、125番は許可されました。

【受付番号127番】

(農地担当)

続きまして127番、美袋の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に宅地、西に道路、南に墓地、北は道路。こちらも管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われま

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

先般3月25日に大月委員と現場の確認に行きました。現場については、転用しても近隣に与える影響は無いと思います。詳しくは大月委員の方からお願いいたします。

(農地担当)

それでは、大月委員お願いいたします。

(大月委員)

先程2番委員からもありましたように、3月25日に現地調査を行いまして、7-127に図面があると思いますので、それを見ていただけたら分かるんですが、ちょっと東西南北が歪な所にあります。ここを、今農地なんですけど、更地の農地のようになっております。それを自社の資材置場として使用したいという事で申請が出ております。東側は自社の事務所、それから西は●●●●●●から入る通路が、幅約1メートルぐらいの道がついております。南はまた墓地に入る事務所の東、えっと南東ですか。にあの墓地がありまして、そこに入る道が約幅50センチぐらいの道がついております。それから北側がまた駐車、事務所のコンクリート壁になっております。用水は、申請地はそのまま使用しますので地下に浸透していくと思います。それから排水は西側ですかね、これでしたら。西側にも細い道がついとんですが、その奥に排水路がありまして、そちらへ出るようになっています。それから日照・通風なんですけど、これは今まで通り使用するので支障は無いと思います。それから土砂の流出等なんですけど、南側の墓地に入る道の所が更地になっておりますので、そこは行く行くは境を作るという事で、申請が出ております。そういう事で現地調査を行いました。使用目的には支障が無いと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)



農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

127番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、127番は許可されました。

#### 【受付番号128番】

(農地担当)

続きまして128番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に道路、西に宅地、南に宅地、北は道路。●●●●●の畑は少々荒れておりました。●●●●●の水田は管理されております。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われます。

以上です。

(15番委員)

それでは地元委員からの説明をいたします。今回申請の当該農地でございますが、小寺の●●●●●の真東に当たる農地でございます。まあこの一角で言いますと、大きい道と●●●●●、また南の宅地、

北は農道を挟んで山林、墓地等に囲まれておりまして、まあ残った農地という形でございます。只今現地調査の報告にもございましたように、2筆とも作付け自体はされておりません。まあ管理だけ続けていただいているという感じでございます。今回資材置場としての申請でございますが、只今申し上げましたように営農利用されているような状況でもございませんので、特に問題無いものと考えております。また、隣接する宅地、まあ西側に●●●なんですけど、南側の宅地、この宅地も転用後一体利用されるようでございます。従いまして、周辺への営農上問題無いものと考えておりますので、地元としては問題無いと捉えております。よろしくご検討の方お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

128番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、128番は許可されました。

【受付番号129番】

(農地担当)

続きまして129番、槇谷の件でございますが、9ページの130番同じく槇谷の使用貸借、これと関連ございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、129番それから130番、これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に宅地、西に宅地、南に畑、北は道路です。●●●●●は倉庫が建っております。他は管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

両親と5人家族で住まれていたんですけど狭くなったという事で、その裏に●●●●●番に親の名義の畑があるんですが、そこへ平屋の農家住宅を建てるという事でございまして、それでそこに建てた場合、●●●●●に入れないんですね。●●●番の畑を回らないといけないわけで、それは進入口として使う訳で、そこに木造の農業用倉庫をまあ建てられとったんで、それも違反転用なるんでまあ始末書ももらつとるという事で。それから、こっちの進入口、まああの●●●●●番へまあそこへあの宅地、家を建てるわけですから●●●●●はまあ将来露天駐車場ですか。車をいうことですから。被害防除計画ですけれど、転用地からの土砂の流出、排出についてですけど、申請地の周囲は宅地と道路であり申請地は盛土はせず、土を均す程度に造成します。よって周囲への土砂の流出はありません。それから雨水排水と生活雑排水について、雨水排水は宅地内の集水桝に集水するようにし、そこから既存の排水路に接続します。生活雑排水は合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。近傍農地の日照・通風につきまして、予定建築物は木造平屋建て、全高6.3メートル程度の建物です。隣接地に農地はありませんが、周辺土地の日照・通風に影響の無いよう留意します。その他について、影響は無いという事です。どうかよろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

先程の報告にもありましたように、●●●●●には既に倉庫が建っているという事で、申請人の方から始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)



路へ流すようになっております。生活雑排水に関しましては公共下水道になっています。で、敷設しております道路、若しくは南の●●●●●●●●●●の所も地が上がっておりますので、その程度までの地上げ予定という事で、土砂流出等での懸念も無いものと考えております。日照・通風等に関しましても、問題無しと捉えておりますので、地元としては転用されても問題無いと考えておりますので、よろしくご検討の方お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

126番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、126番は許可されました。

#### 【受付番号131番】

(農地担当)

続きまして131番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。





ておりまして、どこが道かよく分かりません。という状況でございます。また、近年の開発等も進みまして、周辺には農地は一切残っていない事もありまして、農道等の要は営農に関わる公共のものとして全く使われておりません。今回用途廃止されたとしても周辺営農上に全く問題はないと地元としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ今回の用途廃止申請でございますが、用途廃止したとしても周辺営農上問題無しと回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは周辺営農上問題無しと回答させていただきます。

### **【議案第 2 1 号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当)

次に議案第 2 1 号、別紙になります。農用地利用集積計画について、を議題にするんですが、要は4月の流動化でございますので、いっぱい退席してもらおうようになると思います。では事務局よりその退席していただく委員さんの名前をお願いいたします。

(次長)

事務局の方で確認した委員さんですけれども、3番委員さん、それから7番委員さん、9番委員さん、10番委員さん、15番委員さん、それから●●委員さん、●●委員さん、●●委員さん、●●委員さん、それから●●委員さん。以上が事務局で確認した方ですけれども、もし見落としございましたら、すみませんけれども該当委員さんは退席をお願いしたいと思います。

(農地担当)

只今事務局からありましたように、私も退席になりますので、この議案に関しましての進行を11番委員の方をお願いいたします。



【 1 4 : 3 1 該当委員退席】

( 1 1 番委員)

それでは関係する方退席をされましたので、私の方で進めさせていただきます。それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第 2 1 号 農用地利用集積計画について朗読】

農用地利用集積計画という事で、総社市長から意見を求められています。今回の計画ですが、資料の 1 ページ目に地目別面積と作物別面積、それから設定期間が集計されておりますのでご覧ください。それから 8 1 ページの次からは、また 1 ページになっているんですけども、ここからは農地中間管理機構との賃借がこちらの計画となっております。

以上です。

( 1 1 番委員)

この件について審議したいと思いますが、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。で、先程訂正がありましたので、面積、それから 5 6 ページの 6 3 6 番ですかね。これが取下げられておりますので、これは対象外という事になります。

(委員)

なし。

( 1 1 番委員)

なしという事で、承認とさせていただきます。では入室をお願いします。

【 1 4 : 3 6 該当委員入室】

【議案第 2 2 号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当)

では、次に議案第 2 2 号、農業振興地域整備計画の変更等について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第22号 農業振興地域整備計画の変更について朗読】

令和2年下期分の農業振興地域の除外について、今回13件意見を求められております。農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化と農地の利用関係の調整、集団等、構造政策の推進といった施策が適切に行われるようにすることとなっております。また、同施行規則第4条の4第2項27号の規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められております。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地に入っている農地で、今回は総社7番、山手4番及び清音2番が該当になります。これにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から支障が無いかご意見をお願いいたします。なお、転用の許可見込みについて、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込みありという事で回答しております。

以上です。

(農地担当)

只今事務局の説明がありましたように、今回農振除外の申請が出ております。13ページ、14ページご覧いただきまして、旧総社につきましては7件、旧山手につきましては4件、旧清音につきましては2件の農振除外の申請が出ております。この農振除外の農地につきましては、農林課とともに農業委員の方で現地調査をいたしております。この調査をした結果につきましては、11番委員の方から報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(11番委員)

それではご報告をさせていただきます。まあ特に問題になる所は無いかと思うんですが、一つだけですね、14ページの山手の2番ですかね。これがですね、すみません、別紙の地図を見ていただければいいんですが、これがですね、東西南北と言いますか周辺全て農地ではあるんですが、特に西隣、南、南側ですか。ここに建物が建ってございました。これが●●●ですか、●●●が建っております、そのすぐ北隣という位置関係なんですけれども、それ以外は周辺は農地ばかりという所でありましてですね、これがまあ、農振除外で出てきてはおるんですけれども、ちょっとまあその点がちょっと気に掛かるかなというところがございます。それ以外の所は特に気になる所はなくて、まあ目的等からして特に問題はないだろうというふう考えたところがございます。ただ一つだけ、先程の山手の2番が若干気に掛かったというところがございます。

以上です。

(農地担当)

只今11番委員からもありましたように、山手の2番につきまして、ちょっと気に掛かるという事でございます。今回の申請地、他の所も含めまして問題は無いものとは思いますが、今回のものが転用が進んだが故にその付近の農地に染み出してくるという事が考えられますので、恐らく問題無いものとして今回は原案通り承認となると思われませんが、それを理由にどんどん染み出してくる事へは警戒をしておかなければ、優良農地の部分へどんどん踏み込んでくる可能性がございますので、そこだけは懸念するところとして議事録へも残すようになるかなと思います。只今の11

番委員からの報告等も含めまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

事務局からの話がありましたように、今回は農振除外に関してでございますので、これらそれぞれがもし、転用に至りますればまた転用の申請等も出てくると思いますし、その時には改めて転用申請について審議をしていく形となりますのでお願いいたします。それでは、今回のこの農業振興地域整備計画の変更につきまして、原案通り承認とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認といたします。ただし、農業委員会で今後のことに注視する、染み出し等に懸念がある事は議事に残すようお願いいたします。

#### **【報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第12号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

**【報告第12号 報告書について朗読】**

#### **【報告第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第13号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務

局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第13号 報告書について朗読】

**【報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第14号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第14号 報告書について朗読】

**【報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第15号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第15号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当)

26 ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。合意解約及び適用外、利用目的変更でございます。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3 条関係が 2 件、4 条関係も 2 件、5 条関係が 10 件でございました。

また、総社市公共用財産の用途廃止申請に係る意見について、周辺営農上問題無しといたしました。また、農用地利用集積計画について、それから農村振興地域整備計画の変更等について、それぞれ原案どおり承認といたしました。

以上で、日程第 3 の付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

#### 【日程第 4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第 4、その他に入ります。

最初に、遊休農地対策特別委員会の委員長から報告を求められていますので、お願いいたします。

(15 番委員)

それでは、遊休農地対策特別委員会から令和 2 年度の農地パトロールの結果につきまして報告をいたします。結果につきましては、委員皆様のお手元に配布しております。4 部資料の方配布しております。

詳細につきまして、事務局よりお願いいたします。

(次長)

#### 【農地パトロールの結果について説明】

(15 番委員)

只今事務局より説明がございましたが、ちょっと補足いたしますが、皆様がお調べいただきましたパトロールの農地のうち、再生不能 3 番に位置づけられた農地の中から非農地と認定出来得るものを出したものがこの非農地の集計になっております。再生不能の中には農振地域であったり、若しくは利用権等の耕作の設定がされている場合がございます。こういったものを外しまして残ったものが非農地の集計となっています。なお、皆様がお調べいただきましたパトロールの結果を航空写真等を利用して、再度事務局でダブルチェックしていただいております。それを遊休農地

特別委員会で区分する形を取っております。詳しくは先程事務局説明にありました通りでございますが、今回のこの件につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(3番委員)

ちょっとよろしいですか。あの、家の方に送られてくる全国農業新聞に記事があったんですけども、再生不能の農地で再生不能の判断を農業委員会がした農地について、非農地処理をすることを迅速に市長の権限でするようにいうような、そういった記事があったんですけども、そういったことは今年の農地パトロールの農地の中に反映されるのでしょうか。昨年の農地パトロールで再生不能の判断をしたのがかなりあると思うんですが、そういった再生不能の判断があった農地について、非農地処理をするのかどうか。

(農地担当)

事務局お願いします。

(次長)

非農地という事ですので、農地基本台帳からは落としております。

(3番委員)

じゃあ農地パトロールからは外れるいう事ですか。

(次長)

はい、そうです。

(3番委員)

分かりました。

(農地担当)

付随しますが、今3番委員が仰られた、農業新聞に出ていた今の案件でございますが、大元の方からも話が来ておりますが、まだ最終的にこうなさいというのが県及び市町村までは下りてきていないという状況だと思われまして。また、確か同じ日の記事だったと思うんですけども、営農型太陽光の緩和についても言及されておまして、そのことについても本省の方からそうするよという話が出てきておまして、実際ヒアリングの方もございました。ただ、これもまあデリケートな面もございますし、末端行政や農業委員会にそうなさいと来るのは相当先だなどは思っております。ただ、どちらにしてもそうなると、かなり農業委員会への責任が重くなってくるというのは思っております。他にこのパトロールの件につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ遊休農地対策特別委員からの報告は以上とさせていただきます。

(会長)

他に委員の方から報告等はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ちょっと余興ですけどね、今農業新聞、全国農業新聞、農業新聞の中でも三つぐらいあるのかな。その中の、私も昨日ちょっと新聞読みますと、農機具の事故が非常に多発して、昨年も23名の方が亡くなってるいうところでありまして、農機具事故、まあトラクター、コンバイン等農作業で疲れるとか道路の悪い所があるとか、色んな事がありますけど、まあ安全運転で何はともあれ車も農機具も安全運転でお願いしたいなと思っております。なければ事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主任)

【令和2年度互助会会計報告について】

【令和3年度行事予定について】

【農業委員会の活動記録セットの配布について】

【農業委員の手帳の購入について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れ様でございました。先日3月の新聞でしたか、山陽新聞でちょっと見たんですけども、総社の新農業会議というのが設立をされたという事で、15番委員もメンバーとしてお入りになっておられるようです。まあこれ10年前にも何か同じ名称だったですか、されて1年後くらいに提言がされておりました、総社市の農業ビジョンというような形で提言されておりました。まあ今回がどのような形で進められていくのかは、まだはっきりしていない所もあるのかなあと思われますけども、まあその内容によっては当然我々農業委員会にも取り組まなければならない、もっと力を入れていかなければならないというようなものも入ってくる可能性があるかなと。まあ10年前のものをみますと、そういったものもありましたので、今回につきましてもまたそういう事が提言されてくるのかなという気もいたしますが、まあそれは今後の事ですので分かりませんが、そういう事も市として取り組むという事であれば、当然のことながら、我々も力を入れていく必要があるのではないかなあとしますので、もしそういう事がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。本日はお疲れさまでございました。

**閉会 午後3時1分**